						事業番号	831	
			行政	事業レビュ	ーシート	(厚生)	労働省)	
予算事業名		福祉年金給付に必要な経費		事業開始 年度	昭和3	4年度	作成責任者	
担当部局庁		年金局		担当課室	総和	総務課 総務課長 古都		
会計区分		年金特別会計福祉年金勘定		上位政策	福祉	福祉年金給付に必要な経費		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60 年法律第34号)」附則第32条		回60 関係する計 画、通知等		なし		
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)								
事業概要 (5行程度以 内。別添可)		国民年金制度(拠出制)が発足した昭和36年4月1日において既に老齢にあった者に支給される年金であり、昭和34年11月1日時点において70歳を超えている者又は、拠出制国民年金制度が発足した昭和36年4月1日時点において50歳を超える者等に対して70歳に到達したときから老齢に関して、4月・8月・12月(受給者が請求した場合は11月)に給付を行うとともに、当該月に支払うべき年金が本人確認情報等各種届書の届け出の遅れによりが支払われなかったものがある場合は、随時払いとして他の月に給付を行う。なお、当該給付に要する費用は全額国庫負担である。						
実施状況		平成19年度 福祉年金給付費 8,418百万円(平均受給者数23千人)平成20年度 福祉年金給付費 5,847百万円(平均受給者数16千人)平成21年度 福祉年金給付費 3,960百万円(平均受給者数11千人)						
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求	
予算の状況 (単位:百万円)		予算額(補正後)	11,193	6,314	4,314	3,036	2,159	
		執行額	8,418	5,847	3,960			
		執行率	75%	93%	92%			
		総事業費(執行ベース)	_	_	_			
自己点検	支出先・ 使途の把 握水準・ 状況	当該支出は、旧国民年金法に基づき国民年金制度発足時において既に高齢であった者等に対して老齢に関する給付 に充てるものである。						
	見直しの余地	引き続き年金給付の迅速な決定及び正確な支給に努めるとともに、年金受給者への給付費の支払いに支障をきたさ ぬように、過去の支払い実績等を踏まえた適正な資金繰りを行うなどの取組みを進める。						
予算監視・効率化	国民年金法等の一部を改正する法律に基づく事業であり、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべき。							
補記								

厚生労働省 (旧国民年金法に基づく、老齢に関して必要な給付の支払い) 3,960百万円(平成21年度執行額) 年金受給者 **資金の流れ** (資金の受け取 り先が何を行っ ているかについ て補足する) (単位:百万円)

年金受給者 E. 金 額 金 額 使 途 使 途 費目 費目 (百万円) (百万円) 福祉年金給 旧国民年金法に基づく、老齢に関 3,960 付費 して必要な給付の支払い 計 3,960 計 0 B. F. 金額 金額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) 費目•使途 (「資金の流れ」 においてブロッ クごとに最大の 金額が支出さ 計 0 計 0 れている者に ついて記載す C. G. る。使途と費目 金 額 (百万円) 金額 の双方で実情 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) が分かるように 記載) 計 0 計 0 D. Н. 金 額 金 額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) 計 計 0 0